

一部事務組合、広域連合、事業協同組合及び広域地方計画協議会の法的権限の主な違いについて

	一部事務組合 (地方自治法)	広域連合 (地方自治法)	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)	広域地方計画協議会 (国土形成計画法)
団体の性格	特別地方公共団体	特別地方公共団体	法人	法定協議会(法人格なし)
構成団体	普通地方公共団体及び特別区 (法第284条第2項)	普通地方公共団体及び特別区 (法第284条第3項)	組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者 (法第8条第1項)	国の関係各地方行政機関、関係都府県、関係市町村(指定都市を含む。)及び広域地方計画の実施に密接な関係を有する者 (法第10条第1項、第2項)
設置の目的	構成団体の事務の一部の共同処理 (法第284条第2項)	構成団体の事務で広域処理が適当と認めるものに関する広域計画の作成、広域計画の実施のために必要な構成団体の事務の管理及び執行に係る連絡調整及び構成団体の事務の一部の広域処理 (法第284条第3項)	中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者による相互扶助の精神に基づく協同事業の実施 (法第1条)	広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議 (法第10条第1項)
国等からの事務権限の移譲	—	国又は都道府県は、広域連合に対しその事務処理の移譲を行うことができる(法第291条の2第1項、第2項)	—	—
設置の手続	関係地方公共団体が、それぞれの議会の議決を経て規約を定め、都道府県知事の許可(都道府県の加入するものは総務大臣の許可)を得て設置 (法第284条第2項、法第290条第1項)	関係地方公共団体が、それぞれの議会の議決を経て規約を定め、都道府県知事の許可(都道府県の加入するものは総務大臣の許可)を得て設置 (法第284条第3項、第4項、法第291条の11)	組合員になろうとする四人以上の者が定款を作成し、創立総会を開き、その終了後必要な事項を記載した書面を関係行政庁に提出して、設立の認可を得て設置 (法第24条第1項、法第27条第1項、法第27条の2第1項)	広域地方計画区域ごとに、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市が協議して設置 (法第10条第1項)
事務内容	一部事務組合に担わせるべき事務内容を調整した後、規約にて一部事務組合の共同処理する事務を規定 (法第287条第1項)	広域連合に担わせるべき事務内容を調整した後、規約にて広域連合の処理する事務を規定 (法第291条の4)	定款にて事業協同組合の行う事業を規定 (法第33条第1項)	国土交通大臣の定める広域地方計画に関する事前協議及び広域地方計画の実施について協議 (法第9条第3項、第10条第1項)
運営主体	管理者又は(理事を以て構成される)理事会 (法第287条第2項、法第287条の2第2項、第3項)	広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関 (法第291条の4第1項)	(理事を以て構成される)理事会 (法第36条の5第3項)	協議会の構成員 (法第10条第8項により広域地方計画協議会にて決定)
団体からの構成員の離脱	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない (法第286条第1項)	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない (法第291条の3第1項)	事前に予告し、事業年度末において脱退することができる自由脱退の他、組合員資格の喪失や組合に対する義務の懈怠等による法定脱退を規定 (法第18条、第19条)	—
解散	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない (法第288条)	関係地方公共団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない (法第291条の10第1項)	総会の決議等により解散したときは、その旨を関係行政庁に届け出なければならない (法第62条第1項、第2項)	—